十五　償還期限　（別表のとおり）
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十五年五月八日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十五年五月十日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百二十五回）	二・二％	平成四十三年三月二十日	十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十七回）	一・九％	平成四十三年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十七回）	一・七％	平成四十四年六月二十日	十二億円
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	八十五億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	五億円
利付国庫債券（三十年）（第十二回）	二・一％	平成四十五年九月二十日	二億円
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	三百九十四億円
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	五十二億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	十億円
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	三百二十一億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	百五十六億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	二百三十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	十四億円
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	百七十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	百四十四億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	四百四十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	五十八億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	二百二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	二百七十三億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	九十三億円
利付国庫債券（三十年）（第二十九回）	二・四％	平成五十年九月二十日	百六十七億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	四十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	十億円

○財務省告示第百九十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年五月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年六月十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百九十七回、第三百回、第三百四回及び第三百八回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第六十三回、第六十八回、第九十七回、第百一回、第百二回及び第百三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十八億円
内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千百七十八億二千八百三十六万千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十五年五月二十七日